

平成 26 年 6 月 16 日

第 5 回倉吉市議会定例会議案提案理由説明

倉吉市長

それでは、ただいま上程されました諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今議会に上程されました議案は、

| | | |
|------|-----|---------------|
| 報告案件 | 1 件 | |
| 予算案件 | 1 件 | |
| 条例案件 | 5 件 | |
| 一般案件 | 2 件 | の合計 9 件であります。 |

まず、報告第 4 号 平成 25 年度倉吉市繰越明許費繰越計算書についてであります。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により議会に報告するもので、一般会計 20 件、12 億 7,204 万円余、下水道事業特別会計 3 件、1 億 3,174 万円余を平成 26 年度へ繰越したものです。

次に、議案第 47 号 平成 26 年度倉吉市一般会計補正予算（第 2 号）についてであります。

まず、昨年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」が成立し、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が、平成 28 年 1 月より利用開始されることから、住民基本台帳システム等を整備するため、2,230 万円を計上しております。

次に、障がい者アート活動支援事業についてであります。

障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加を促進するため、本年 7 月から本県で開催される『第 14 回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会』の関連事業として、障がい者アートの作品展、ワークショップや講演会を開催する団体を支援するもので補助金 150 万円を計上しております。

次に、介護基盤緊急整備事業費補助金についてであります。

認知症高齢者グループホーム入居者の安全性を確保するため、防災対策設備の補強改修を行う社会福祉法人に対して支援するもので補助金 338 万円を計上しております。

次に、柿梨等霜害対策緊急支援事業についてであります。

本年4月の降霜により柿、梨等の結実が不良となった果樹園に対する病害虫の蔓延防止のための緊急防除にかかる経費を支援するもので補助金207万円を計上しております。

次に、経営体育成支援事業についてであります。

この冬の局地的な大雪による被害を受けた農業用施設の復旧等にかかる経費を支援するもので、補助金306万4千円を計上しております。

次に、市営陸上競技場横駐車場の管渠施設改修についてであります。

老朽化した駐車場管渠施設の改修を行うためのもので、測量設計委託料574万6千円を計上しております。

以上、補正の総額は4,160万6千円の増額で、補正後の予算総額は、281億869万8千円となります。

次に、議案第48号 倉吉市税条例等の一部改正についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が施行され、法人住民税法人税割の税率引下げ及び地方法人税の創設、軽自動車税の税率引上げを含む自動車関連税制の見直しを行うよう地方税法等の一部が改正されたことに伴い、倉吉市税条例等に所要の改正を行うものです。

次に、議案第49号 倉吉市景観条例の一部改正についてであります。

本条例が引用している県の「風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鳥取県条例第11号）」が廃止されたため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 50 号 倉吉市立学校施設使用条例の一部改正についてであります。

学校の教室に冷暖房機を整備したことに伴い、当該設備の使用料を徴収するよう、倉吉市立学校施設使用条例に所要の改正を行うものです。

次に、議案第 51 号 倉吉市青少年問題対策協議会等条例の制定についてであります。

平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」の制定を踏まえ、いじめその他青少年の問題を協議し、必要な事項を調査審議する機関として倉吉市青少年問題対策協議会を設置するとともに、必要に応じて市長の諮問により重大事態の調査等を行う機関として、倉吉市いじめ問題検証委員会を設置するものです。

次に、議案第 52 号 倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてであります。

地域の防災に重要な役割を果たしている消防団員の確保を図るため、定年で退職した者等を消防団員として任用することができるよう、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 53 号 工事請負契約の締結についてであります。

倉吉市立西中学校の耐震補強事業として、特別教室棟の耐震補強及び老朽改修工事を行うもので、5月29日に公募型指名競争入札を実施し、1億7,172万円で落札されたものです。

次に、議案第54号 財産の取得についてであります。

灘手工業用地の整備に必要な用地の取得について、地方自治法第96条第1項第8号、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、今回提案しました諸議案につきまして、その概要をご説明いたしました。
よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

なお、議案第53号 工事請負契約の締結につきましては、工期の都合上、先議
をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。